

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

- 1 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行うこと。
（本則関係）
- 2 この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。（附則関係）